

小沢一郎を刑事被告人にした「検察審査会」(最高裁が直轄)に重大疑惑 (検察審査員は本当にいたのか)

志岐武彦(添付の書籍『最高裁の罟』著者)

1. 検審起訴議決の概略とその影響

自民党から民主党への政権交代が予測されていた 2009 年3月、東京地検特捜部は、政権交代後の総理と目されていた小沢一郎民主党代表を、「西松建設ダミー献金疑惑」で捜査した。特捜部は小沢議員秘書の大久保隆規氏を強引に起訴、小沢氏を代表から退かせた。政権交代後も、別の「政治資金規正法違反」(陸山会事件)で小沢氏を捜査したが確証を得られず、2010 年 2 月、同氏を嫌疑不十分で不起訴とした。この「不起訴」決定を不服とした市民団体が検察審査会に申し立て、その申し立てを受けた東京第五検察審査会が 2010 年 3 月審査を開始した。

そして、4月と9月に、それぞれ 11 人の審査員が「起訴相当」の議決を下した(2009 年 5 月 21 日以降、2 度の「起訴相当」議決を受けると強制起訴になることになっていた)。

それに従って翌 2011 年 1 月に小沢氏は強制起訴され、無罪が確定する 2012 年 11 月まで、「刑事被告人」として政治活動を制約された。「刑事被告人」を理由に小沢氏を排除した民主党は総選挙で惨敗し、小沢氏も少数野党の党首に転落した。前年から強制力をもった検察審査会の強制起訴制度は、日本の政治を大きく変えた。

2. 議決発表当初から「審査員は本当にいたのか」「架空議決ではないか」の疑惑があった

1) 疑惑1: 迅速すぎる議決

2010 年 9 月 8 日、主要 6 紙は「小沢事件の 2 回目審査が本格化した」「10 月下旬に議決が出る公算」と報道した。ところが、議決から 20 日も経った 10 月 4 日に、9 月 8 日の 6 日後の 9 月 14 日、小沢氏が出馬した民主党代表選の投票 30 分前に「起訴相当」議決がなされていたと、発表された。

2) 疑惑2: 怪しい審査員平均年齢

検審事務局は 2 回目の議決を行った審査員平均年齢を 30.9 歳と発表したが、「若すぎる」と指摘され、「間違いがあった」として 33.91 歳、さらに 34.55 歳と 2 度も修正。さらに 1 回目議決も 34.55 歳と修正。1 回目も 2 回目も 34.55 歳になる確率は 100 万分の 1 であり、これはあり得ない確率といえる。

3. 私達の調査活動とその結果

私と石川克子氏(「市民オンブズマンいばらぎ」事務局長)は、検審事務局そしてそれを直轄する最高裁事務総局に何度も足を運んで疑惑を追及した。また、検審事務局・最高裁・検察庁・東京地裁・会計検査院に対し、情報公開請求を繰り返した。こうした現場での調査、資料分析等から、このように結論せざるを得なかった。

「小沢検審は開かれていなかった」

「検察審査員は存在しなかった」

「小沢強制起訴は『架空議決』だった」

「『架空議決』を主導したのは最高裁事務総局だった」

この調査の経緯および結果を添付の書籍『最高裁の罟』に著し、昨年末(2012年12月)に上梓した。その後も調査分析を進め新たな重大疑惑を掴んだため、『小沢一郎を「刑事被告人」にした「検察審査会」新たな重大疑惑』と題した署名記事を「週刊ポスト4月5日号(同じく添付)」に掲載した。

4. 「審査員は存在しなかった」「架空議決だった」と結論付けた理由

- 1) 主要6紙が「これから審査が本格化」と報道した2010年9月8日の6日後に議決されたことになっているが、9月8日から14日の間に審査会議が開かれた形跡はない。

朝日新聞(10月5日)と読売新聞(10月6日)は「9月に入って平日頻繁に審査会議を開き議論が煮詰まったので議決した」と、急遽議決が行われたことについて書いた。ところが、開示された「審査員日当旅費請求書」から読める「9月上旬の審査会議開催日」は9月6日だけである。9月8日「これから審査が本格化」とリークしながら、一度も審査会議を開かず9月14日に議決したということになる。9月14日議決が可能な唯一の方法は「架空議決」しかない。

2) 検察官が起訴議決後に説明に行ったという事実

検察審査会法41条には「検察審査会は起訴議決するときは、あらかじめ、検察官に対し検察審査会議に出席し意見を述べる機会を与えなければならない」とある。

民間人A氏が「2010年9月28日、東京地検庁舎1階で斉藤隆博東京特捜副部長(検察官)に会った。その時斉藤氏が『これから検審に小沢さんの不起訴理由の説明に行く』と話した」と私に語った。「審査員日当旅費請求書」を見ると9月28日に審査員(?)が集められたことになっている。

検察審査会は検察官の説明を受けてからでないと議決できないのだから、審査会議が開かれ9月14日に議決されたのなら14日以前に必ず斉藤氏を呼んでいたはずで、9月28日に斉藤氏を呼ぶ必要がない。

一方、検察庁に検察官の「出張管理簿」を開示請求した結果、斉藤氏が審査期間の8月1日～9月14日の間に検察審査会に赴いた記録はなかった。最高裁・検審事務局・検察庁に斉藤氏がいつ説明に行ったかが分かる文書の開示を求めたが、いずれも開示を拒否した。

斉藤氏が議決前に呼ばれた事実が見あたらないことから、「審査会議が開かれ9月14日に議決された」というのは作り話だと考えざるをえない。

3) 「審査員日当旅費支払手続き」に不自然なまとめ処理や極端な処理遅れがある

開示された「審査員日当旅費請求書」を見ると、小沢検察審査会は、3月9日に審査が始まり、10月4日に審査が終了していて、この間22回の審査会議が開催されたことになっている。

傳田元東京第五検審事務局長は「事務局職員は審査員から受け取った請求書を審査日当日あるいは翌日東京地裁に届ける。」と言っていた。東京地裁はその後すぐに支払いの発議をする。従って、審査会議日～発議日までの所要日数は2から6日くらいとみられる。

ところが、22回の「歳出支出証拠書類」によると、審査会議日～発議日までの所要日数が2日～27日と大きくばらついていることに気づいた。しかも所要日数7日以上のもものが9回もある。

また、15回分は請求の都度発議しているが、3月9日・16日・23日・3月30日の4回分はまとめて4月1日に発議、そして、8月10日・24日・31日の3回分はまとめて9月6日に発議している。審査員がいて審査会議が開かれていたのなら、審査会議日ごとに発議されるはずであり、まとめ処理や大幅な処理遅れを何度も起こすことはない。このことから、審査員は存在せず、請求書は偽造されたものであると推察される。

4) 検審事務局及び最高裁事務総局は、再三の開示請求にもかかわらず、審査会議開催日・開催回数・会議室名・審査員・審査員候補者の「生年月」を一切明らかにしない

これらの情報は、個人情報でもなく、秘密にしておかなければならない情報でもない。にも拘わらず開示しないのは、それまで出していた情報と辻褃が合わなくなるからだと考えざるを得ない。

5) 小沢検審に係った審査員・補充員が存在したとするとその数は 44 人になるが、その審査員の声はひとつもない

議決に至るまで、また議決後も不可思議なことやありえない情報が多く流され、さまざまな疑惑を呼んだ。もし 44 名が本当に存在したのなら「事実として、審査はこう行われていた」と声を上げる者がいてもおかしくないが、3 年近くが経過した現在もそうした声はあがっていない。

6) 検審事務局が偽造文書提出(架空議決をごまかすためか?)

この内容は「週刊ポスト」に詳述。

検審事務局は、毎年 11 月次年度の審査員を選ぶための審査員候補者名簿を作成する。その名簿には 400 名の氏名・生年月日・住所・本籍が記されている。

2010 年度審査員候補名簿を、2012 年と 2013 年に 2 度開示請求したところ、上記の記入欄を真っ黒に塗りつぶした文書が開示された。

同じはずの 2 つの名簿は以下の点で別ものであることが分かった。

① 2012 年開示文書は、右上に(2012/2/15)の印字があるが、2013 年開示文書は、(2008 /11/9)の印字がある。(検審事務局はこの印字をプリントアウトした日付と説明)

②2013 年開示文書のみ、綴じ穴(ファイルするためのパンチ穴)の跡があった。

これは即ち、2012 年開示文書と 2013 年開示文書のどちらかが偽物、あるいは両方が偽物ということだ。検審事務局が偽造文書を開示したということになる。

7) 東京第三検審で審査・議決された「二階俊博議員の西松建設ダミー献金事件」も架空議決

検察は、小沢氏の「西松建設ダミー献金疑惑」で小沢議員の大久保隆規秘書を起訴したが、同じように西松建設から献金を受けていた二階俊博自民党議員ならびに関係者を不起訴とした。これを不服とした市民団体が東京第三検審に 2 件の申し立てをしたが、それぞれ 2009 年の 6 月 16 日と 7 月 21 日に、「不起訴不当」の議決がなされた。「不起訴不当」は「起訴相当」と全く異なる。後者が強制起訴となるのに対し、前者は強制起訴を伴わないので、事実上“起訴しなくてもよい”という結論になる。

「二階俊博議員の西松建設ダミー献金事件」が架空議決だと結論付けた理由を以下に記す。

① 2 つの審査はいずれも「わずか 1 回」の審査で議決したことになる。政治資金規正法違反は判断が難しく、かつ「ダミー献金」という複雑な疑惑はについて 1 日で審査・議決するのは難しい。

②7 月 21 日議決の事件は、議決日に審査員が出席した形跡がない

審査員は審査会議に出頭した際日当旅費請求書に押印し、東京地裁がその請求書に基づいて支払い手続きをとる。東京地裁に請求書等の歳出支出証拠書類の開示請求をした結果、7 月 21 日の支払い記録は存在しないことが分かった。

③ 2009 年 3 月に小沢氏の秘書である大久保隆規氏が東京地検特捜部に逮捕された直後、当時の

自公政権の漆間官房副長官が、自民・民主両党の政治家が関与した「西松献金疑惑」に対し「自民党までは波及しない」と発言した。このことは、当時も報じられたように、最初から“二階氏は起訴しない”という結論があったことを意味しているのではないか。

参考資料

- ・ 『最高裁の罨』 志岐武彦・山崎行太郎著(ケイアンドケイプレス出版)
- ・ 週刊ポスト 4月5日号 P50～53
『小沢一郎を「刑事被告人」にした「検察審査会」の新たな重大疑惑』